

～労働災害が増加しています～

安全の基本活動に全集中！！

すべての労働者が安全・安心できる職場づくりを進めましょう！

岡谷労働基準監督署管内の労働災害※は、令和2年10月末日現在において133人と前年同期に比べ16人の大幅な増加となり、また、平成28年以降で最多となっています。

第13次労働災害防止推進計画における令和2年の労働災害減少目標数は、161人以下としているところですが、現在のペースで労働災害が増加すると、目標達成はおろか、180人以上となる可能性があり、誠に憂慮すべき状況となっています。

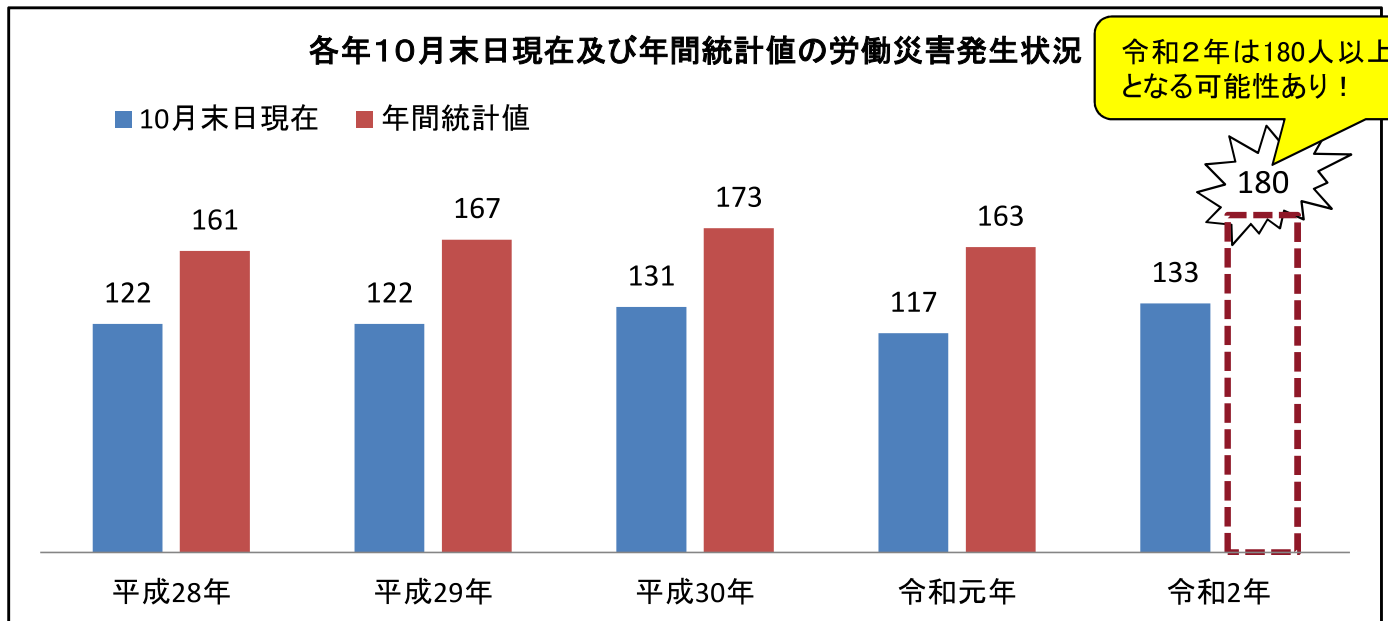
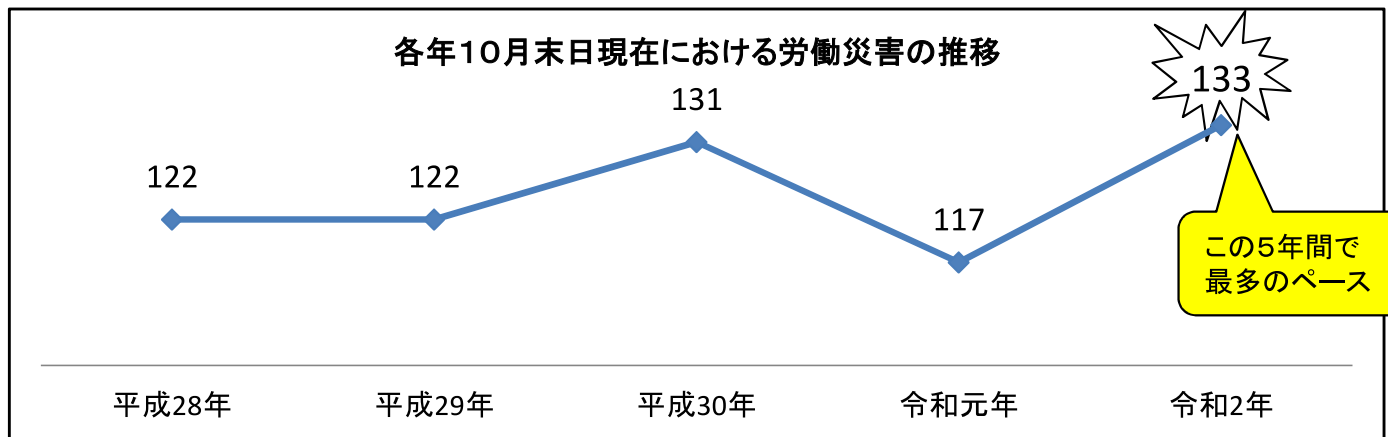
各事業場においては、年末年始を迎えるにあたり、改めて現在の安全衛生管理活動を確認していただき、4S活動や職場巡視によるリスク把握とその対策を積極的に行うなど、「安全の基本活動に全集中」し、労働災害の撲滅に向けた取組をお願いします。

※ 休業4日以上死傷災害



職場に不安全な状態はありませんか？

岡谷労働基準監督署管内における労働災害発生状況



単位：人

資料出典：労働者死傷病報告

岡谷労働基準監督署管内で発生した労働災害事例(令和2年)

労働災害の多くは、何らかの対策を講じていれば防げます！類似災害防止のため、各事業場においては、事例を参考に日頃の労働災害防止活動を見直し、より実効性のある取組をお願いします。

事例1(製造業)

ビールケースを2段に重ねて「踏台」として作業していたところ、ビールケースが崩れて転落。

ビールケースを踏台に使用するのは、不適切です。踏台として製造されている物などを使用するようにしましょう。

事例2(製造業)

手袋をはめてボール盤で作業をしていたところ、手袋がドリルに巻き込まれ、手指を負傷。

ボール盤等の回転する刃物で作業する場合、手袋の使用は禁止です。(労働安全衛生規則第111条)

事例3(製造業)

鋼材の切断作業中、材料を押さえていたところ、他の考え事をしていたため、誤って歯に右手が接触し、負傷。

作業中は、作業に「全集中」することが基本です。なお、治具等により材料を手で保持しない方法も検討しましょう。

事例4(製造業)

移動しようとしたところ、テーブルに置かれた工具から伸びたケーブルが床に垂れており、そのケーブルに足を引っかけて転倒。



転倒災害は、床面などの「滑り」、通路などの凹凸や障害物による「つまずき」、段差などの「踏み外し」によって多く発生しています。事例の対策例としては、**事例4**: 不要なケーブルを垂らさないように固定する

事例5(運輸交通業)

始業前点検の確認を受けて車両に戻る際、路面が凍結しているのに気づかず足を滑らせて転倒。

事例5: 「危険マップ」を作成し、事業場内の凍結箇所の情報共有を行い、凍結防止剤などの散布を行う

事例6(小売業)

厨房内で、洗浄機横のグレーチングが外れていることに気づかず、側溝に右足が落ちて転倒。

事例6: 安易にグレーチングが外れないように固定するが挙げられます。

転倒災害防止の資料はこちら

STOP! 転倒 検索

事例7(小売業)

商品を積んだカゴ車を運搬した際、カゴ車のストッパーに不具合があったため、力を入れて動かしたところ、カゴ車の車輪で足を轆いてしまった。

事例では、ロールボックスパレット(カゴ車)に不具合があるにもかかわらず使用していたことから、通常よりも力を入れて作業をしていたため、不安全な状態となり、災害に至っています。

事例8(小売業)

商品を積んだカゴ車を店内に運んでいたところ、カゴ車の車輪の動きが悪く、力を入れて動かしていた。途中、排水溝の段差に車輪が引っ掛かり、カゴ車が倒れて背中を負傷。



不具合のあるロールボックスパレットは補修するまで使用しないこと、凹凸のない通路を確保することなどがが必要です。

また、安全に使用するために「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル～安全に作業するための8つのルール～」を活用しましょう。

事例9(社会福祉施設)

入浴介助中、全介助の利用者を浴槽から出す際に、スタッフ2人で移乗介助を行っていたが、声をかけてから動作を行わなかったため、1人のスタッフに負担がかかり、腰に激痛が走った。



社会福祉施設では、腰痛が多く発生しています。この事例では、スタッフがお互いに動作確認を行えば、災害に至らなかったものと思われます。複数で介助を行う場合には、双方の意思疎通を明確にすることが必要です。



事例10(清掃業)

機械の稼働状況を確認するため、脚立に上って確認した後、降りようとしたところ、足を滑らせて脚立から転落。

脚立や移動はしごによる墜落・転落災害を防止するため、足元に注意するとともに、3点支持※による昇降に全集中しましょう。(※ 両手・両足の4点のうち、3点により身体を支えること)

(注) 事例は、労働者死傷病報告(様式第23号)の「災害発生状況・原因」に基づき再構成しています。